最終更新日：2015年11月27日
株式会社ツカモトコーポレーション
代表取締役社長　阿久津和行
問合せ先：03-3279-1330
証券コード：8025
http://www.tsukamoto.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業倫理を重視し、かつ経営の健全化をはかり、すべてのステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たし得るコーポレート・ガバナンスの構築および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

＜経営理念＞
社訓
・道義を重んじる
・共存同栄を旨とする
・自立し協力する

私たちの信条（Credo）
ツカモトグループは、培った商人魂とフロンティア精神のもと、美しさと快適を求める生活者に応え、和文化の継承と流通革新の進展のため、前進する。

＜企業スローガン＞
美しい生活がいい。（Amenity & Beauty Company）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－2－2】
当社は、株主に総会議案について十分にご検討いただくために、招集通知に記載する情報を株主総会の3週間前に当社ウェブサイトに掲載しております。また、招集通知の早期発送についても検討してまいります。

【原則1－2－3】
当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会へ出席できる日程への配慮を行うべきと認識しておりますが、平成28年に関しましては、会場予約の関係でいわゆる集中日での開催を予定しております。以後の株主総会につきましては、集中日以外の日程での株主総会開催を検討してまいります。

【原則1－2－4】
当社における海外投資家の比率は平成27年3月末時点で5%以下であるため、業務・効率の面から未実施でありますが、海外投資家比率の推移も踏まえ、今後20%を超えた時点で議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知等の英訳を検討いたします。

【原則1－2－5】
当社は、基準日時点において、株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権行使が可能な株主と認識しております。そのため信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主の議決権行使等については、原則認めておりません。

【原則3－1－2】
当社における海外投資家の比率は平成27年3月末時点で5%以下であるため、業務・効率の面から、未実施でありますが、今後20%を超えた時点で、英語での情報の開示・提供の検討をいたします。

【原則3－2－1】
(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、監査役会にて協議・決定する予定です。
(2)外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。

【原則4－2】
当社は、取締役会で決議すべき事項について、十分な審議検討を行い、決定した内容について取締役がこれを執行しております。また、経営陣の報酬におけるインセンティブについては、経営諮問委員会における答申を受け、検討をしてまいります。

【原則4－2－1】
当社は、役員報酬については現在、取締役に対して業績評価を行うとともに、月額報酬の一定額を自社株取得目的報酬として支給し、購入した株式は退任時まで原則売却不可とし、長期連動報酬の性格も持たせております。現状においては、健全なインセンティブの一つとして自社株報酬が必ずしも好ましいとは限らず、社外取締役を中心とする経営諮問委員会に諮問し、現行の業績型報酬制度の見直しを含めた検討を行う予定であります。

【原則4－11－1】
当社の役員規範には、取締役としての使命・心得が明記されております。その選任につきましては、取締役会の適正な規模と多様な人材構成を基本とし、経営諮問委員会における恣意性を排除した公正で客観的な候補者の人選を答申として得て、取締役候補者の選任を行ってまいります。

【原則4－11－3】
取締役会の実効性評価とその結果概要の開示につきましては、取締役会の機能の向上という観点から、評価方法も含めて検討してまいります。

【原則4－14－2】
取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、今後検討をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
当社は、持続的な企業価値向上のため事業の円滑な推進を図り、より安定した企業運営を目的として、取引先等の株式を取得し保有することがあります。取引先等の株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、保有する意義の乏しい銘柄については、株価や市場動向を見据えて売却を検討いたします。
取引先等の株式については、コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、取引先等との関係強化に生かす方向で議決権を行使いたします。

【原則1－7】
当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を役員規範で定めており、当社役員およびその近親者（二親等内）と当社グループとの間の取引の有無を監視、確認をしております。当該取引が発生した場合には、会社法および金商法並びに東京証券取引所が定める規則に従って、速やかに開示いたします。また、子会社との関連当事者取引についても社内規定に従い適切に行っております。

【原則3－1】
（1）当社の目指す経営理念体系を「社訓」、「私たちの信条（クレド）」、「企業スローガン」として定めており、以下のURLに開示しております。
http://www.tsukamoto.co.jp/abouttsuka/rinen.html
また、中期計画につきましては、招集通知、事業報告等に開示しております。
（2）コーポレートガバナンス報告書1-1に記載のとおりであります。
（3）今期発足いたしました任意の経営諮問委員会において、役員報酬を検討、答申をもとに決定をします。
（4）（3）と同様に、経営諮問委員会において、役員人事について検討、答申をもとに候補者を選定します。
（5）社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集のご通知」に記載しております。
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。

【原則4－1－1】
当社は、「役員規範」および「取締役会規程」を定め、すべての法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。

【原則4－8】
当社は、取締役7名のうち2名を独立社外取締役として選任しております。また、社外取締役を中心とした有識者による経営諮問委員会により、社外取締役の意見が反映しやすい環境も整えていく方針であります。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の独立性判断基準については、現在のところ特に文章化して定めてはおりませんが、会社法および東京証券取引所が定める基準を参考にしております。候補者にあたっては、当社および関係会社と重大な利害関係がないことを前提とし、専門性或いは高度な視点からの意見等が期待できる方を選定しております。

【原則4－11－2】
他社の役員の兼務については、従来より、利益相反の観点から取締役会にて承認を必要としております。また、重要な兼任状況については毎年開示をしております。

【原則5－1】
当社は、本部担当取締役をIR担当取締役として選任するとともに、総務部をIR担当窓口としております。IR対応に関しては、本部部門である経営計画、財務・経理、総務の各部門が連携し、株主との対話の支援を行っております。毎四半期決算終了後に株主・投資家に対して、決算説明をさせていただき、第2四半期、第4四半期終了後には、すべてのステークホルダーに広く知らしめるため、当社関係業界誌の方を対象に決算説明会を開催しております。また、決算資料を当社ウェブサイトに公表し、株主の取材要請にも適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	2,000,336	4.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,708,381	4.19
ツカモト共栄会	1,477,080	3.62
株式会社三井住友銀行	1,161,367	2.85
株式会社みずほ銀行	1,129,841	2.77
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,009,000	2.47
松井証券株式会社	885,000	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	833,839	2.04
株式会社滋賀銀行	782,875	1.92
華すがた共栄会	611,000	1.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社はグループ内における事業持株会社であり、グループの主要事業会社におけるリスクの発生は当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える事情となります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
碓氷　悟史	公認会計士											○
大友　純	学者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
碓氷　悟史	○	―――	碓氷悟史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の会計士としての十分な専門知識と能力を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大友　純	○	―――	大友純氏は、大学教授としてマーケティング学を専門とし、そこで培われた幅広い知識と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

経営諮問委員会を設置し、委員長は社外取締役が務めることとしております。開催は適宜であります。委員の構成については、諮問内容によりその都度決定していくこととしているため、固定化しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査結果も適宜報告をうける体制を整えております。また、監査計画策定にあたり重点監査項目、監査の方法等についての情報交換により、相互補完、連携体制を図っております。
内部監査を担当する独立した組織として「監査室」を設置しており、監査室は毎月「内部監査報告書」を作成し監査役に報告することを定例とし、必要に応じて監査役の補助事務を行うほか、日常の情報交換により連携を図っております。また、監査役、監査室、内部統制室により内部監査連絡会を月1回実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五十嵐　邦雄	その他													○
佐藤　健次	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五十嵐　邦雄	○	―――	五十嵐邦雄氏は、リスク管理、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験並びに高い見識を有しており、同氏が社外監査役として十分に監査機能を発揮していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤　健次	○	―――	佐藤健次氏は、税理士として十分な専門知識と能力を有しており、その豊富な知識と経験を積まれた税務会計的観点から、社外監査役として十分に監査機能を発揮していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬に関する内規において取締役報酬および評価基準を定めており、その基本報酬は会社業績に対する責任を勘案し、取締役としての使命、職務、義務を全うした度合に応じて処遇格差を組み込んでおります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて取締役および監査役の報酬総額を開示しております。平成26年度は取締役7名に対し175百万円を、また監査役3名に25百万円(うち社外監査役7百万円)を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針・内容を「役員報酬に関する内規」で定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役との連絡・調整にあたる者には、本部担当役員を選任しております。また、社外を含む取締役が必要とする情報および資料の請求については、秘書室ないし本部担当役員が提供しております。
社外を含む監査役については、補助使用人に関する体制として監査室に補助任務を命じるほか、監査役会事務局を秘書室内に設置、また取

締役または使用人に報告を求めることができる体制、およびその他監査の実効性を確保する体制が整備されており、必要と判断した時に利用できるサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社グループ各社は自主自立の精神に基づき、業務分掌規程及び職務権限規程を柱とする諸規程の定めに則り、各社が主体的に経営を実践しております。

会社の業務執行に関する重要事項につきましては原則毎月１回開催される取締役会にて決定しております。また、常設機関として常務会を設置しており、取締役会の定める経営の基本方針に基づきその具体的執行方針および取締役会に提案すべき事項について事前協議し、取締役会の付議事項を除く経営全般事項を審議することを任務として、原則毎月2回開催しております。

グループ経営方針の確認、四半期実績・業績見込の確認および重要連絡事項の確認・共有化のため、四半期に1回、グループ各社の役員および事業執行責任者をメンバーとする会議を開催しております。
事業部門毎に担当役員が主催する事業戦略推進のための会議を適宜開催し、また、各事業部門別の業績見込報告を毎月の定例としており、各事業部門毎を基軸としたグループ各社への指導・監督を行っております。

平成２５年４月より執行役員制度を導入しております。
業務執行の責任者に責任と権限を委譲し、経営効率の向上および業務遂行機能の強化と、ツカモトグループの中長期的な成長に向けて経営者を計画的に育成することを目的としております。

株式会社ツカモトコーポレーション代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の体制を整えると共に「リスク管理規程」に則りながらグループ全体にかかる計画を策定しております。
また、内部統制委員会のワーキンググループとして本部担当取締役を長とする内部統制部会を設置、具体的な内部統制構築の作業、確認をし、適宜にリスク管理委員会等に報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会は迅速かつ的確に意思決定を行うことができるよう取締役7名で構成しており、スピード重視のグループ経営を実践しております。社外のチェックという観点からは、取締役7名のうち2名に独立社外取締役を選任し、経営監督機能の強化を図っており、独立社外監査役2名を含む監査により経営の監査機能は十分機能しております。
また、取締役会の他に社外取締役を中心とした任意の経営諮問委員会を設置し、役員人事および報酬などの重要事項について答申・助言等を得ることとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ウェブサイトにおいて招集通知を発送日前に掲載しております。 スクリーンを用いて事業報告等のご説明を視覚化しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて決算情報、決算情報以外の適時開示資料および招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	
その他	株主優待制度を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年よりISO14001認証を取得し、環境活動に対してグループ全体で取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では決定事実・発生事実・決算に関する情報およびPR情報等の適時開示に努めるとともに、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムの充実を最重要課題の一つとして位置づけ、法令順守と経営の効率化および健全性、透明性の確保に努め全てのステークホルダーにとって価値ある企業を目指しております。

整備状況につきましては、当社では、社内業務全般にわたる諸規程が整備されており、明文化されたルールの下で、各職位が権限と責任をもって業務を遂行し、監査室において随時必要な内部監査を実施しております。「内部統制システム構築の基本方針」を定め、「グループ行動規範」を日頃の業務運営の指針としており、企業集団の業務の適正を確保する体制を整備しております。
また、内部統制室を設置しており、主に内部統制システムの構築および評価、コンプライアンスの総括を任務としております。

内部監査につきましては、当社では、独立部署として監査室が設置されており、専任社員3名において随時必要な内部監査を実施して業務活動内容の妥当性、効率等の調査検証を行い、また原則毎月１回内部監査報告書を作成し、常務会および分科会にて報告、指導を行うなどの内部統制機能充実のための活動を行っております。
また監査役会が原則毎月1回開催され業務執行の状況、監査状況の確認を行っており、さらにグループ監査役会を四半期ごとに開催することや監査役会事務局の設置など、監査役会の実効性を確保する体制の整備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その方針をツカモトグループ行動規範に定めております。
また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携し対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、投資者等への適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うべく、開示体制の整備に努めております。
また、本部担当取締役を情報取扱責任者と定め、情報開示の担当を本部総務部としております。

適時開示に係る社内体制

1. 決定事実に係る情報
重要な決定事実については、常務会で審議・決定後、原則として毎月1回開催する取締役会に付議し決議しております。
決定された重要事実について、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に経営企画部および本部総務部にて検討し、
開示が必要な場合には、速やかに行うように努めております。

2. 発生事実に係る情報
重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から、直ちに情報取扱責任者に当該発生事実が報告されます。
情報取扱責任者を中心に当該情報の開示が必要か否かを検討し、開示が必要な場合には、速やかに行うように努めております。

3. 決算に係る情報
決算に係る情報については、本部経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人による監査を受け、取締役会の承認の後、
情報取扱責任者の指示に基づき、開示手続きを行っております。

